

令和2年度第5回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月6日(木) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	7番	長石	憲太郎	8番	國岡	美保子	
	9番	寺坂	富雄	10番	植木	克茂	
	11番	前川	義憲	12番	細山	周一	
	13番	國岡	智志				

4. 欠席委員(1人) 6番 春摘要

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のについて

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

	(開 会 午後2時03分)
事務局長	<p>ただ今から、令和2年度第5回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。本日、第5回の総会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>新たな農業委員の改選によりまして、20日には新任研修会ということで、皆さんには研修をしていただきました。その中において、法令遵守といえますか、その観点においても話をさせていただいたと思いますし、それを理解していただき、農業委員会活動の中に取り入れて、それぞれの立場の中で取り組んでいただくことになろうかと思っております。</p> <p>さて、智頭町農業委員会は今月末、農地利用状況調査を実施いたします。常日頃、月2回ぐらいは農地パトロールをやっていただくということで、以前からお願いしております。現状把握をすることによって実態をつかみ、課題・問題点が、特に農地法違反転用ということもございますが、明らかになってきます。智頭町の以前の農地筆数をみますと、一番多い時で18,600でありました。現在では約一万六千幾らということで、大体畑と水田とが半々程度のものであります。これを今月末において、地域における農地利用状況調査をやっていただき、如何に智頭町の限られた農地を守り生かしていくかという方向を示していかなければならないのではなかろうかと思っております。</p> <p>なお、調査内容につきましては、後ほど事務局から取り組みについての説明がありますが、それに基づきまして、例年二日ないし三日で今月末までに現地調査をさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますがありますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、2番 草刈章博委員、3番 池本英夫委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p>

事務局書記	<p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の1ページになります。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用で、1件提出がありました。地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページをご覧ください。申請地が三吉字又右衛門田 850 番、地目は畑で、面積は 345 ㎡です。権利種別は譲渡による無償移転となります。譲渡人は三吉 1 9 2 番地 1 の●●●●さん、譲受人が三吉 8 8 番地 3 の●●●●さんです。申請事由としては●●●●さんの経営規模拡大によるものです。</p> <p>場所等につきましては、申請位置図の1ページをご覧ください。2ページには公図を、3ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、3番 池本英夫委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
3 番	<p>7月29日に、●●●●さんの奥さんに話を聞きました。奥さん曰く、名前貸しだそうです。土地の所有者が土師駅前の●●●●さん。●●の鍛冶屋さんらしいです。今回、移転を土師駅前の皆さんに話をし、誰かいないかということで、●●●●さんのお父さん●●さんが、そこで話ができて、家庭菜園用にしたいと。それで、寺坂和也さんの名義で今回は引き継ぐということで報告を受けました。管理の方は野菜を作ります、ということです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(「なし。」という者の声あり)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり可決いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の3ページです。</p> <p>番号1です。土地の所在地が中原字山木中通15番8、登記簿地目は田んぼで、現況は雑種地、面積は43㎡です。所有者の方が中原55番地の●●●●さんです。非農地の事由としては「昭和35年頃から農機具や肥料等の置場として使用し未耕作のまま現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の4ページに位置図をご覧ください。5ページには公図を、6ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、5番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>7月25日に、●●●●さんのお宅にうかがいました。現場も見ました。高齢のご夫婦で田畑を利用する予定もないし、跡継ぎもないということです。現地の写真は見にくいですが、片側はよその駐車場、道側は段差のある田んぼです。窪地になった狭い田んぼで、農地として扱う価値がないということです。今年から地籍調査も入っていますが、この場所は調査と整合性があると判断しました。</p> <p>以上であります。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p>

	<p>それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり承認いたしました。次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号2です。土地の所在地が毛谷字家ノ谷下平279番2、登記簿地目は畑で、現況は山林、面積は7,933㎡です。所有者は毛谷村中持となっております、その代表の●●●●が申請されました。非農地の事由としては「昭和60年頃に植林し、現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の7ページに位置図をご覧ください。8ページには公図を、9ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが、本日は欠席となっております。調査結果を事務局が受けておりますので、代わりに報告をさせます。</p>
事務局書記	<p>春摘委員の調査報告です。</p> <p>7月31日に、電話で●●さんと話をされたそうです。毛谷集落で地縁団体を取ったときに、団体所有にするのを忘れた土地だそうです。ここは昭和40年頃まで芋作りをしていたと。この度、このような山林状態なので非農地とし、その後、地縁団体の所有とするために申請されたということです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>確認ですが、村中持ちは連盟登記だと思いますが、何名ですか。</p>
事務局書記	<p>失礼しました、8名です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号2は原案のとおり承認いたしました。次に、日程第3 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>議案第3号につきましては、番号1から番号6までについて 席番8番 國岡美保子委員の世帯主が借受人の代表となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p>
	(國岡美保子退席 午後2時22分)
議長(会長)	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局書記	<p>議案書の4ページとなります。</p> <p>7月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで7,668.94㎡です。利用権を設定する者が2名、受ける者が1名です。期間としては、全て10年以上となります。</p> <p>それでは、5ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>14番、小宮山委員。</p>
14番	●●●●さんですが、小作の●●●●株式会社と同じ住所になっていますが、会社のあるところが●●さんのところということですか。
事務局書記	そうです。●●さんは代表の●●●●さんのお姉さんとして、会社の所在が同じとなっております。
議長(会長)	<p>会社組織に移すということですね。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>國岡美保子委員の復席を認めます。</p> <p>(國岡美保子委員復席 午後2時26分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。</p> <p>農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議により、別紙のとおり智頭町農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議するものです。</p> <p>それでは、事務局に説明させます。</p>
事務局書記	<p>これにつきましては、全国農業会議所及び鳥取県農業会議から、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施、及び今後の対応について依頼がありました。依頼の趣旨は、全ての農業委員会で公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより、綱紀の保持に一層務めるため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を農業委員会の総会において実施すること。また、申し合わせ決議の内容を総会で議事録に残すこと、となっております。</p> <p>このことから、智頭町農業委員会においても、農地制度の適正な執行を資、農地の保持に一層務めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行おうとするものです。</p> <p>決議内容につきましては、議案を朗読して提案にかえさせていただきます。それでは朗読いたします。</p> <p>(決議書朗読)</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決議することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第5回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時30分)</p>
--------	---

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年8月6日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 草刈 章博

智頭町農業委員会委員 池本 英夫